

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 9 年 度 第 1 回 白 岡 市 空 家 等 対 策 協 議 会
開 催 日	平成 2 9 年 7 月 2 1 日 (金)
開 催 時 間	午後 1 時 3 0 分 開 会 ・ 午後 2 時 4 5 分 閉 会
開 催 場 所	白 岡 市 役 所 3 階 庁 議 室
会 長 の 氏 名	小 島 卓
出 席 者 の 氏 名 ・ 出 席 者 数 (欠 席 者 ・ 人 数)	白 岡 市 空 家 等 対 策 協 議 会 小 島 卓 会 長 (白 岡 市 長) 井 上 聰 委 員、齊 藤 尚 委 員、村 岡 道 夫 委 員 大 久 保 徳 仁 委 員、進 藤 洋 一 委 員、杉 浦 宏 委 員 折 原 良 雄 委 員、田 中 幸 雄 委 員 9 人 (欠 席 者 佐 々 木 誠 委 員、矢 島 静 江 委 員 2 人)
説 明 員 氏 名	(1) 副 会 長 の 選 任 に つ い て : 高 橋 主 事 (2) 白 岡 市 空 家 等 対 策 協 議 会 会 議 運 営 要 領 (案) に つ い て : 高 橋 主 事 (3) 空 家 等 対 策 の 推 進 に 関 す る 特 別 措 置 法 等 に つ い て : 高 橋 主 事 (4) 白 岡 市 の 空 家 等 の 現 状 と こ れ ま で の 取 組 に つ い て : 安 藤 主 幹 (5) 白 岡 市 空 家 等 対 策 計 画 の 策 定 に つ い て : 安 藤 主 幹 (6) 白 岡 市 空 家 等 対 策 計 画 (骨 子 案) に つ い て : 安 藤 主 幹 ・ そ の 他 : 高 橋 主 事
事 務 局 職 員 の 職 ・ 氏 名	市 民 生 活 部 部 長 高 澤 利 光 環 境 課 課 長 大 橋 浩 明 主 幹 安 藤 潤 主 査 村 岡 信 義 主 査 吉 川 隆 志 主 事 高 橋 亮 介 都 市 整 備 部 建 築 課 課 長 天 野 讓 主 査 佐 藤 恒 喜 8 人

<p>会 議 次 第</p>	<p>1 開 会 2 委嘱書の交付 3 あいさつ 4 委員紹介 5 議 題 (1) 副会長の選任について (2) 白岡市空家等対策協議会会議運営要領（案）について (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法等について (4) 白岡市の空家等の現状とこれまでの取組について (5) 白岡市空家等対策計画の策定について (6) 白岡市空家等対策計画（骨子案）について 6 そ の 他 7 閉 会</p>
<p>配 布 資 料</p>	<p>○会議次第 ○白岡市空家等対策協議会委員名簿 ○資料1 白岡市空家等対策協議会会議運営要領（案） ○資料2 ・空家等対策の推進に関する特別措置法の概要 ・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】 ・「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るための基本的な指針（ガイドライン）【概要】 ・全国版空き家・空き地バンクの構築 ○資料3 白岡市の空家等の現状とこれまでの取組について ○資料4 白岡市空家等対策計画策定に係るスケジュール（案） ○資料5 白岡市空家等対策計画（骨子案） ○参考資料 ・空家等対策の推進に関する特別措置法 ・白岡市空家等対策協議会条例 ・白岡市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則 ・「空家」になってしまう、その前に… 【広報しらおか平成29年3月号】 ・「空き家管理お任せください」 【白岡市シルバー人材センター作成チラシ】</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大橋課長	1 開 会 会議を開会。
小島市長	2 委嘱書の交付 小島市長から出席委員8名に対して委嘱書を交付。
小島市長	3 あいさつ あいさつを述べる。
大橋課長	4 委員紹介 委員の自己紹介。 事務局職員及び説明員の紹介。 議事進行を小島市長に依頼する。また、小島市長においては、本日、急な公務のため、会議中に退席させていただく。なお、その後は副会長に議事の進行を依頼することになる。ご了承願いたい。
小島市長	5 議 題 (1) 副会長の選任について 当協議会の副会長については、白岡市空家等対策協議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっているが、いかがするか。
A委員	事務局にて腹案はあるのか。
安藤主幹	事務局案としては、白岡市行政区長会から推薦されている井上委員にご協力願いたいと考えている。
小島市長	事務局から腹案が提案された。委員にお諮りしたい。
委員一同	異議なし。
小島市長	それでは副会長は井上委員に願います。

井上副会長	<p>あいさつを述べる。</p> <p>(2) 白岡市空家等対策協議会会議運営要領（案）について</p>
小島市長	<p>(2) 白岡市空家等対策協議会会議運営要領（案）について、事務局から説明を求める。</p>
高橋主事	<p>はじめに、本協議会の役割等について説明する。</p> <p>本協議会は、空家等に関する施策に関して、必要な事項を協議するため、市長の附属機関として条例設置をしている。市長の附属機関ではあるが、法の規定により、市長も本協議会の構成員となる。</p> <p>また、協議会の所掌事項については、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること、その他空家等に関する施策の推進に関すること、について協議していただくことになっている。</p> <p>今後、計画の作成等について諮問をさせていただくこととなるが、この諮問は、協議会の会長としてではなく、本協議会を附属機関として設置した白岡市長の立場から、本協議会に諮問させていただくこととなる。</p> <p>資料 1 に基づき、(2) 当市の空家等対策協議会会議運営要領(案)について説明した。</p>
小島市長	<p>説明内容に対して質問等はあるか。</p>
委員一同	<p>なし。</p>
小島市長	<p>ここで、委員の皆様、本日は傍聴の申込はないことを報告する。</p>
小島市長	<p>(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法等について</p> <p>(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法等について、事務局から説明を求める。</p>
高橋主事	<p>資料 2 に基づき、(3) 空家等対策の推進に関する特</p>

<p>小島市長 B 委員</p>	<p>別措置法等について説明した。 説明内容に対して質問等はあるか。</p>
<p>安藤主幹 B 委員</p>	<p>資料 2 の 1 ページ、固定資産税情報の内部利用について触れているが、どの程度の内容まで調べることができるのか。</p>
<p>安藤主幹 B 委員</p>	<p>固定資産税情報には、送付先情報も含まれている。相続関係、戸籍関係まで踏み込んで調べることができるのか。</p>
<p>安藤主幹 B 委員</p>	<p>そのとおりである。 反応がない、もしくは送付先が不明な場合は、そこで対応がストップしてしまうのか。</p>
<p>高橋主事</p>	<p>反応がない空家所有者もいるが、繰り返し通知して対応を促している。また、臨機応変に電話や訪問による依頼も行っている。 埼玉県と県内市町村で「埼玉県空き家対策推進会議」を立ち上げ、部会形式で、所有者不明の空家など共通の課題について検討を重ねている。そこでとりまとめるマニュアル等も参考にしていきたい。</p>
<p>小島市長 A 委員</p>	<p>他に質問等はあるか。 資料 2 の 1 ページ、空家の定義について尋ねたい。ここで記述されている「常態」とはどれほどの期間と考えているのか。</p>
<p>高橋主事</p>	<p>基本的な指針では、「概ね 1 年を通じて使用実績がないこと」を基準として示している。</p>
<p>小島市長 C 委員</p>	<p>他に質問等はあるか。 空家バンクの設置はするのか。早めに設置をしてはどうか。</p>
<p>安藤主幹</p>	<p>国では全国的なネットワーク作りを推進しているが、詳細が明らかではない。市としては、大切な財産である住宅の情報を取り扱うことになるため、慎重か</p>

	<p>つ適切に運営できるよう、関係部署や関係団体とも連携し、対応を検討していきたい。</p> <p>なお、県内では平成29年4月1日現在、63市町村中27市町村で設置されており、県内の西側に集中している。</p>
<p>小島市長 委員一同 小島市長</p>	<p>他に質問等はあるか。</p> <p>なし。</p> <p>大変申し訳ないが、所要のため議長を降り、井上副会長に引き継がせていただく。</p>
	<p>(以降、井上副会長が議事進行を行う)</p> <p>(4) 白岡市の空家等の現状とこれまでの取組について (5) 白岡市空家等対策計画の策定について (6) 白岡市空家等対策計画（骨子案）について</p>
<p>井上副会長 安藤主幹</p>	<p>議題(4)から(6)の3件については、関連があるため、一括して議題として、事務局から説明を求める。</p> <p>資料3に基づき、(4) 白岡市の空家等の現状とこれまでの取組について説明した。</p>
	<p>資料4に基づき、(5) 白岡市空家等対策計画の策定について説明した。</p> <p>資料5に基づき、(6) 白岡市空家等対策計画（骨子案）について説明した。</p>
<p>井上副会長 B委員</p>	<p>説明内容に対して質問等はあるか。</p> <p>資料3の3ページ、平成29年3月末現在で362件の空家を把握したが、行政区の調査時点では312件とある。約1年半の期間のうちに50件の空家が増えたということか。</p>
<p>安藤主幹</p>	<p>はじめに各行政区から空家の情報提供を受けた件数が312件である。</p> <p>これに市民、他課、他の機関からの情報が加わって</p>

	<p>いる。また、空家管理台帳システムを導入するに当たり、委託先の㈱ゼンリンが住宅地図作成の際に収集した空家と思われる建物も、情報提供を受けている。</p> <p>これらを精査した結果、362件となったものである。</p> <p>なお、空家に関する苦情、相談等は日々寄せられており、件数は増減している。</p>
B 委員	<p>同資料5ページ、アンケート調査は289件が調査対象で、126件の回答が得られたということか。</p>
安藤主幹	<p>そのとおりである。</p>
B 委員	<p>つまり、289件に関しては、送付先が判明していた、ということによいか。</p>
安藤主幹	<p>そのとおりである。</p>
A 委員	<p>すでに撤去した空家の管理や意向なども把握しているのか。私が知っている空家で、除却された跡地には車が駐車されている状態のところがある。</p>
高橋主事	<p>委員ご指摘の空家については、建築課において意向の聴取を行っているが、現時点では具体的な方針は決まっていないということである。</p>
A 委員	<p>ということは、空家所有者の対応については、本人任せになるということか。</p>
安藤主幹	<p>基本的には所有者の責任となるが、今後は、所有者の要望にも対応できるよう、空家・空地バンクなど、跡地の利活用に係る情報発信についても、検討していく。</p>
C 委員	<p>同資料3の2ページ、住宅・土地統計調査によると白岡市の空家数は1,550件とある。意向調査を行ったのが289件ということは、残りは回答がないということか。</p>
安藤主幹	<p>1,550件という数字は、住宅・土地統計調査によって試算された推計値である。</p>

	<p>また、表下の注釈のとおり、1,550件には賃貸用の住宅、売却用の住宅も含まれている。</p> <p>当市では行政区、(株)ゼンリンから得られた情報を基に実態調査を行っており、現在把握している362件という件数は、実数に近い数値であると考えている。</p>
<p>C 委員 安藤主幹</p>	<p>所在者不明の空家はあるのか。</p> <p>市内にも所有者不明の空家は存在する。現在、県や各市町村で、所有者不明の場合の空家に対応するマニュアル等の作成に努めている状況である。</p>
<p>D 委員 安藤主幹</p>	<p>空家の数え方について尋ねたい。農家には敷地内に母屋の他に納屋等もある。その場合、空家は1件として数えているのか。</p>
<p>安藤主幹 C 委員</p>	<p>居住用に限定し、納屋や物置は数えていない。</p> <p>資料3ページ、表中、マンションがある行政区は空家が0件となっている。空き室は数えないのか。</p>
<p>安藤主幹 井上副会長 委員一同 井上副会長</p>	<p>あくまで周囲に影響を及ぼす戸建て住宅を対象とし、マンション等の空き室は調査には含めていない。</p> <p>他に質問はあるか。</p> <p>なし。</p> <p>議事が全て終了したため、議長の職を降りる。</p>
<p>大橋課長 安藤主幹</p>	<p>6 その他</p> <p>その他に関して、事務局から何かあるか。</p> <p>次回の第2回会議については、9月29日(金)の午後1時30分から開催を予定している。後日正式な通知を送付するが、あらかじめご予定いただきたい。</p>
<p>大橋課長</p>	<p>7 閉 会</p> <p>会議を閉じる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

